

令和 6 年 1 月 定 例

教 育 委 員 会 会 議 録

飯舘村教育委員会

令和6年1月 定例飯舘村教育委員会会議録

- 1 招集日時 令和6年1月24日（水）午後3時00分
- 2 招集場所 飯舘村交流センター ふれあい館 視聴覚室
- 3 出席委員 教育委員（教育長職務代理者）高橋 祐一
教育委員 庄 司 智美
教育委員 星 弘 幸
教育委員 高橋 世津子
- 4 欠席委員 教育長 遠 藤 哲
指導主事 蓮 實 修一
- 5 説明のため出席した者 教育課長 高橋 政彦
生涯学習課長 山田 敬行

6 開 会 午後3時00分

教育課長 定刻になりましたので、ただいまから令和6年1月の定例教育委員会を始めて
いきたいと思います。

7 日程第1 教育長あいさつ

教育長職務代理者 本日は令和6年1月定例教育委員会にご出席賜り、誠にありがとうございます。
ございます。

まず、本日早朝のことですが、遠藤教育長がお亡くなりになられたという連絡が入りました。謹んでご冥福をお祈りしたいと思います。皆さんもご存じかと思いますが、昨年8月頃より病氣療養中でありましたが、LINEやネット会議等で教育関係について事務局と連絡を取っていただき、復帰に向けて頑張っていたところではありますが、残念でならないところでもあります。今後は、委員の皆様、事務局の皆様、教育委員会運営につきましては、さらなるご尽力とご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

さらには、今年1月1日に令和6年度能登半島地震が発生し、お亡くなりになられた方々に対し哀悼の意を捧げるとともに、被害に遭われた皆様に深くお見舞いを申し上げたいと思います。被災の状況につきましては連日報道なされておりますが、学校教育のほうでは、避難生活の中、今週ようやく、通常ではありませんが、再開されたようでございます。本村においても、全村避難の中、学校教育活動につきまして、いろいろ経験したことについて思い起こしたところであり、常日頃から災害に備えた教育環境の充実を改めて感じたところでございます。

また、今回の委員会より高橋委員が新しく参加されますので、今までの経験を本村の教育活動にご尽力賜りますようよろしくお願いいたしますと思います。

8 日程第2 会期の決定及び書記の指名

教育長職務代理者 日程第2 会期の決定及び書記の指名ですが、会期については令和6年1月24日の1日間、書記については高橋政彦教育課長を指名したいと思います。
全 員 異議なし。

教育長職務代理者 異議なしということで、よろしくお願いいたします。

9 日程第3 令和5年12月定例教育委員会会議録の承認について

教育長職務代理者 日程第3 令和5年12月定例教育委員会会議録の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 ただいま事務局より日程第3 令和5年12月定例教育委員会会議録の承認についての説明がありました。皆様からご意見等をお聞きしたいと思います。
全 員 なし。

教育長職務代理者 日程第3につきましては承認ということになります。

10 日程第4 議案第1号 飯舘村高等学校等通学費等貸付け要綱の一部を改正する訓令について

教育長職務代理者 日程第4 議案第1号 飯舘村高等学校等通学費等貸付け要綱の一部を改正する訓令について説明をお願いいたします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 ただいま日程第4 議案第1号につきまして事務局より説明がありました。皆様からのご意見をいただきたいと思います。

星委員 2つあります。貸付金について、場所による上限金額というのはどのような基準で決まっているのか教えていただきたい。もう一点は、支給ではなくて貸付けという形になるので、基本的には返還が必要。ただし、卒業すると免除ということですが、貸付けで返してもらうというのであれば、計算も複雑になるので別にそこは日数割しなくてもよいのではないかと、そこは一律でよいのではないかと。貸付けではなく、返還不要ということであれば金額の上限、その日数によるはいらないと思います。

教育課長 返還免除になるのであればそのまま月額を貸し付けたらよいのではないかとという質問です。

貸付けの上限は、基本的に通学するバスの定期代を想定しており、定期代1か月の額に対する貸付けと設定しております。

今回の、通信制ですと1か月20日は通学しないので、恐らく定期を買うことはないと思われます。通学する日数に対してのバス賃の貸付けを行うのがよいと考えております。

この貸付金は、卒業すれば村に就職しなくとも返還免除としております。

星委員 その地域ごとの金額については、教育委員会で議題には上がってはいなかったと思います。

教育課長 議案で説明をし、承認をいただいたということになっております。

高橋委員 村に就職した場合の返還免除の件ですが、何年勤めればよろしいのですか。

教育課長 この通学費の貸付けについては、就職は関係なく、高校卒業が大前提ですので、卒業した証書があれば、貸付金は免除します。

高橋委員 卒業ただけで免除。

教育課長 はい。就職したら免除というのは、奨学金の貸付けです。これから大学、高校に進学する際の毎月の貸付金です。奨学金の免除は、貸付期間の3倍の期間での返還となっておりますので、4年間借りれば12年間で返還するということです。月額が1万7,000円くらいになりますが、その1万7,000円を飯舘村で就労した場合、免除しますというものです。全額奨学金を免除されるには、12年間就労いただくというものです。

教育長職務代理者 そのほかご意見ありませんか。

全 員 なし。

教育長職務代理者 日程第4 議案第1号 飯舘村高等学校等通学費等貸付け要綱の一部を改正する訓令につきましては、承認ということをお願いいたします。

11 日程第5 議案第2号 飯舘村指定有形民俗文化財の指定について

教育長職務代理者 日程第5、議案第2号 飯舘村有形民俗文化財の指定についてお願いいたします。

生涯学習課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 日程第5 議案第2号 飯舘村指定有形民俗文化財の指定について説明がありました。皆様方からの意見をいただきたいと思います。

星委員 意見と質問を兼ねてとなりますが、まず、今回の飯舘村指定文化財について、指定文化財一覧表に24件ある中で、現状の管理、運用の見直し、文化財指定についての考え方を整理したほうがよいと思います。どういうものを文化財として指定していくかという大きな指標を整理された上で今回、作見の井戸が指定するに当たっては妥当かどうかという判断ができると思います。

個人的な見解になりますが、作見の井戸については、昭和55年に石杵という井戸自体の建物については造り直されたということで、井戸の杵組みの構造物に対しての価値ということではなく、井戸で作見を測るという文化があったということでの価値だと思います。文化という価値について、その基となる基準があると、より分かりやすくなると思います。

生涯学習課長 文化財、指定文化財の管理、指定についての考え方の質問であります。

基本的には、文化財の管理については、その所有者の管理義務がまず前提にあります。所有者はこの文化財を適正に管理しなければならない。村もこれに基づいて、指示や勧告ができることになっています。管理費用については、村からの一定の費用を支出しております。一方で、所有者が亡くなるなどして、次の世代の方々の管理が難しいという問題が出てきつつありますので、所有者と相談しながら適正な管理に努めていくというのが考え方であります。

もう一点、指定についての考え方ですが、文化財保護条例では、歴史的価値が高いもの、芸術上価値があるもの、例えば、天然記念物であれば鑑賞上価値の高いもの、学術的に価値があるものを指定すると規定しており、どんなものでも指定とはなりません。その価値を誰が判断するのかについては、後世に伝え

ていくべきもの、歴史上重要なものなど、学識経験者や村民からの意見を踏まえて、教育委員会として文化財保護審議委員会へ諮問し、その答申を受けて最終的に教育委員会で指定していくという流れです。あくまで、文化財保護条例に従い指定していくことになります。

星委員 再質問と確認ですが、歴史的価値や文化的価値を判断するのは審議委員会委員と思いますが、委員は何名でしょうか。

生涯学習課長 文化財審議委員会の委員は10名です。

星委員 定期的な開催ではなく、案件があったときに臨時で会議を開催して承認している形でしょうか。

生涯学習課長 年4回開催し、指定文化財指定の案件を協議、現場確認をして承認されております。

星委員 その会議には何名が出席し、現場を見て、何名の賛成で可決されたのかについて教えてください。

生涯学習課長 今回の答申については、委員9名が参加した会議を開き、指定については出席者全員異議なしということであります。現場の最終確認は、代表で審議会委員長と生涯学習課の担当課員2名で行って文化財指定の範囲を確認しております。この案件については、文化財保護審議委員会で議題に上げ、理由や背景、歴史的なものを調べながら昨年から数回の会議を経て答申となっております。

星委員 資料では田植踊については14あるとありますが、例えば、文化財として指定された場合は、指定されない場合と比較して具体的に何か資金的な面等で違いは出てくるのでしょうか。指定されたほうが保存されて継承されやすい、それとも、指定されてもされていなくても変わらないのか、その辺はどういう違いがあるのでしょうか。

生涯学習課長 文化財の指定となれば村の関わりが出てきます。例えば所有者が亡くなったとしても、公的な支援のもと保存して継承していく考え方であります。

教育長職務代理者 少し余談になりますが、作見の井戸につきましては、今年NHKの取材がありまして、農協で水位を測ったところ、0センチという結果だったようであります。

そのほかありますか。

星委員 作見の井戸については、構造物が昭和55年とあります。

生涯学習課長 構造物を整備したのは昭和55年ですが、井戸は江戸時代末期の1700年位ですのおおよそ300年以上前です。

星委員 指定は文化についてなのか、構造物についてなのかということは、構造物としての指定は井戸自体なのかと思います。井戸があったという事実を残すというだけでは駄目なのではないでしょうか。今回の井戸については、構造物の部分の歴史的価値について客観的に判断する記録がなく、この井戸が特別古いということであれば井戸自体の部分を含めて指定するという形なのかどうか。

生涯学習課長 井戸については、江戸時代にその原形が昔300年前からあり、崩れたりするおそれがあるということで、昭和55年に石枠などを作った経緯があります。作見の井戸を測る行為自体は昭和55年に始まったわけではなく、江戸時代後期には行われていました。ただ、その井戸については若干の補強をした経緯はあるにして

も、測る行為自体の継承性や井戸が現存するという歴史的価値があることから指定するという考え方です。

星委員 構造物と行為という複合的な指定というのが今回は基準になると思うので、中の部分も含め、どういう経緯で、いつ直されたかということを明確にして指定という形であればいいかと思います。

教育課長 今回は、測る行為は民俗としての文化財、形がある井戸は有形としての文化財ということから、有形民俗文化財という種別でエリア一体という取扱いでの指定になっています。

星委員 例えば、資料の23番の比曽の穀櫃は現在も建物はあって、歴史的に飢饉という背景から穀物を作って備える行為自体はその当時は行われていましたが、現在では行われていません。井戸についても同じように昔からあって、現状はその行為は行われていないのではないかな。確かにやめた時期に違いはあるにしても、その違いはどういったところでしょうか。

生涯学習課長 作見を測る行為は現在も行われていることから、23番の比曽の穀櫃とは違うものと認識しております。

教育長職務代理者 日程第5の議案第2号につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

12 日程第6 議案第3号 飯舘村指定天然記念物の解除について

教育長職務代理者 日程第6 議案第3号 飯舘村指定天然記念物の解除について、説明をお願いします。

生涯学習課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 このことについて、皆様からのご意見をお願いいたします。

全 員 なし。

教育長職務代理者 承認ということでよろしくをお願いします。

13 日程第7 議案第4号 令和6年度当初要求予算について

教育長職務代理者 日程第7 議案第4号 令和6年度当初要求予算についての説明をお願いいたします。

教育課長 (資料に基づき説明)

生涯学習課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 日程第7の議案第4号 令和6年度当初要求予算について説明がございました。皆様からのご意見を求めたいと思います。

高橋委員 学校健診の耳鼻科、内科、歯科の医師はどちらからですか。

教育課長 内科の先生については郡山の先生ですが、今年度限りとなりますので今年度で終了します。4月からは村在住の本田先生に依頼します。

歯医者には福島市の辻先生。眼科医と耳鼻科医は福島市内の先生になっています。薬剤師が石井薬局ということでございます。

高橋委員 追加ですが予防接種は、全て個別接種になったのですか。

教育課長 学校で集団接種はないです。

教育長職務代理者 そのほかありますか。

星委員 一つ目は3ページの9番、就園就学支援事業の給食費について、給食代の保護者負担分を村で補助するという、4ページの学校給食の安定供給の確保については今回民間委託するという事で必要になってくる予算という解釈でいいのかという確認です。もう一つは、総額として給食費というのは3ページの分と4ページの分、給食の年間の予算の合算ということでよろしいのでしょうか。

教育課長 1点目の給食費の考え方です。

給食業務を8月から民間に委託する予定にしています。制度が大きく4月から7月分と8月以降が変更になります。4月から7月分については通帳管理、給食費として学校とこども園からそれぞれ通帳に預け入れて、そこから業者にお支払いをするという流れになります。今後は村でそれを管理するという方式になるので、今までは食材費を学校から支出するのに小学校費、中学校費の食料費を取っていましたが、そこは8月分までの食料費にさせていただいて、残りの食材費は給食センターに一括で集めています。

8月1日から移行を予定していますが、手違いがある場合も想定して、1か月重複して予算は取らせてもらっています。基本的には1食分×190日程度という予算を確保しています。今年はこのような形で対応させていただくようにしています。

星委員 もう一点は、パークゴルフ場の管理運営です。予算額が1,500万円で、財源が使用料で189万円ということですが、完全に赤字脱却は難しいにしても、ここ3年について運営費についてはどのような流れになっているのでしょうか。

生涯学習課長 パークゴルフ場管理経費につきましては、初年度から予算はおおむね1,000万円程度であり、収入を差し引いた残額は、村の財源で負担している形となっています。管理経費を削減することについては、屋外トイレをリース料から備品購入で設置するなど、パークゴルフ協会と協議しながら少しでも経費を抑えていくという努力をしております。

星委員 例えば使用料を上げて、村の人に使ってもらうときには、復興予算や、地域のコミュニティー予算など、使用料の負担分を別の公的なものをそこに充ていくということは可能なのでしょうか。収入と支出の差は何か工夫できないかと思ったので、それについて教えてください。

生涯学習課長 使用料につきましては、使用料条例で500円という規定があります。現時点で予定はありませんが、今後、パークゴルフ協会や、近隣のパークゴルフ場の状況を見ながら、使用料引上げについて検討することも考えられます。

教育長職務代理者 そのほかありますか。

全 員 なし。

教育長職務代理者 日程第7 議案第4号 令和6年度当初要求予算については、承認ということでよろしく願いいたします。

14 日程第8 諸報告について

教育長職務代理者 日程第8 諸報告について、説明をお願いします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長職務代理者 ただいま諸報告について説明ありました。皆様からのご意見をいただ

きたいと思います。

高橋委員 確認ですが、一般の教育委員は3月28日と4月2日に参加するということでしょうか。

教育課長 あと2月15日もお願いします。

高橋委員 3月の定例会はいつになりますか。

教育課長 次の議題でお話しします。

教育長職務代理者 卒業式と卒園式はどうですか。

教育課長 3月13日と18日は来賓としてのお手紙が行くと思います。出欠はお任せになります。

教育長職務代理者 日程第8の諸報告については、承認という形でよろしいでしょうか。

全 員 はい。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

15 日程第9 その他

教育長職務代理者 日程第9 その他の件について、説明をお願いします。

教育課長 2月の定例会については、2月15日にまず1時半から総合教育会議を行います。終了次第、同会場で3時から2月定例会を行いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、3月の定例会ですが、現時点ではいつとお話ができない状況です。県の人事関係に合わせて、3月定例教育委員会では、先生方の人事関係の承認を得てから学校へ通知をして、その後、公表されるとなりますので、その日程に合わせる事となります。公表の日付の前日ということになりますので、分かり次第お知らせいたします。

教育長職務代理者 ということで、日程第9、その他につきましてはよろしいでしょうか。

全 員 はい。

教育長職務代理者 ありがとうございます。終了いたします。

16 閉 会

教育課長 それでは皆さん、長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、令和6年1月の定例教育委員会を閉じてまいります。ありがとうございました。

午後4時40分 閉会

上記のとおり相違ありません。

教育長

教育委員（教育長職務代理者）

教育委員

教育委員

教育委員

高橋祐一

星弘幸

庄司智美

高橋世津子

書記：教育課長